

# 防災表示8つのポイント

## 1 防災表示は消防法で義務付けられています。

防災物品を使用することは、初期火災の予防の面で非常に重要ですが、防災物品は外観では防災性能があるかどうかの判別ができません。ラベルによる防災表示は、その物品に防災性能があることを示す唯一のあかしです。

それゆえ、防災表示は消防法令等で決められていますので、それを遵守し正しい防災表示をお願い致します。

### 消防法

(防災性能等)

第8条の3 高層建築物若しくは地下街又は劇場、キャバレー、旅館、病院その他の政令で定める防火対象物において使用する防災対象物品（どん帳、カーテン、展示用合板その他これらに類する物品で政令で定めるものをいう。以下同じ。）は、政令で定める基準以上の防災性能を有するものでなければならない。

2. 防災対象物品又はその材料で前項の防災性能を有するもの（以下この条において「防災物品」という。）には、総務省令で定めるところにより、同項の防災性能を有するものである旨の表示を附することができる。

3. 略

4. 防災対象物品又はその材料は、第2項の表示又は指定表示が附されているものでなければ、防災物品として販売し、又は販売のために陳列してはならない。

5. 略

## 2 防災表示は登録表示者だけに許されています。

防災ラベルの表示は誰でも自由に行えるものではなく、消防庁長官の登録を受けた「登録表示者」だけに許されているものです。

登録表示者の社会的責任を自覚し、正しい防災表示を行いましょう。

### 消防法施行規則

(防災表示等)

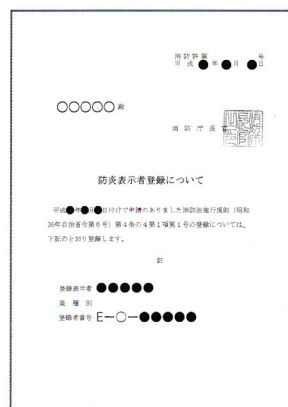
第4条の4 法第8条の3第2項の規定により防災物品に付する防災性能を有するものである旨の表示（以下この条及び次条において「防災表示」という。）は、次の各号に定めるところにより付することができる。

(1) 防災表示を付する者は、消防庁長官の登録を受けた者であること。

(2) 防災表示は、別表第1の2の2に定める様式により行うこと。

(3) 防災表示は、縫付、ちょう付、下げ札等の方法により、防災物品ごとに、見やすい箇所に行うこと。

2. 前項第1号の登録を受けようとする者は、別記様式第1号の2の2の4の申請書に第4項の基準に適合するものである旨を証する書類を添付して、消防庁長官に申請しなければならない。



### 3 防災ラベルには、大きく「材料ラベル」と「物品ラベル」の2種類があります。

「材料ラベル」は防災物品の原反（生地）を製造、輸入あるいは防災処理した会社が、その原反の防災性能を保証した表示です。

「物品ラベル」はその原反を裁断・施工・縫製した皆さんが、完成品のカーテンやじゅうたん等の防災性能を保証する表示です。

材料ラベルは、原反（生地）に付けられます。

物品ラベルは、完成品に縫付等されます。

(カーテンの例)

### 4 防災表示を確認せずに防災表示を行わないでください。

裁断・施工・縫製業の方々は、必ず防災性能が確認された原反を使用してカーテンやじゅうたんに防災表示を行って下さい。防災物品を購入する方々は、皆さんが付した「物品ラベル」を目じるしにします。

皆さんの最初の仕事は、仕入れた原反についている「材料ラベル」又は当該原反の「試験番号」を確認することです。この確認によって、皆さんは「防災ラベル交付申請書」で交付を受け、「物品ラベル」を付すことができます。

もし原反の「防災性能」を確認せずに「物品ラベル」を付し、その物品に防災性能がなかった場合はどうなるでしょう？ 皆さんがその責任を問われるのです。

材料ラベル

防災ラベル交付申請書

消防庁にて登録された  
防災表示者番号

交付されるラベル

## 5 防災ラベルを譲渡したり融通することは禁じられています。

防災ラベルには、「消防庁登録者番号」が記載されており責任の所在を明らかにしています。このラベルを他人に譲渡したり、あるいは融通することは、防災表示制度の根本にふれる大きな問題です。親しい間柄の人であっても、防災ラベルの譲渡や融通はしないで下さい。

消防庁登録者番号

E-⑬-〇〇〇〇

防 災

登録確認機関名  
公益財団法人 日本防災協会

E：裁断・施工・縫製業の略号

⑬：登録者の都道府県番号（⑬は東京都）

## 6 防災ラベルの品目間流用は認められません。

防災ラベルは、物品の種類等によって大きさや、形や、色などが異なります。カーテン用のラベルをじゅうたん等に流用したり、材料ラベルを切取って物品用に流用するなどは認められていません。耐洗濯性のない防災カーテンに、耐洗濯性の表示がある防災ラベルをつけることも間違いです。

## 7 防災ラベル及び防災物品の管理は正確・厳重に。

防災ラベルは以上でおわかりのように、法令によって登録表示者が責任をもって表示するものです。このため防災ラベルの受払は正確に記録しておく必要があります。

仮に防災ラベルがついた品物が燃えるという事故が起きたときに、責任の所在を調査・追及するためには、ラベルがどんな品物に何枚使われたかの記録がなければなりません。ラベル管理を厳重・正確におこない、「防災ラベル等使用報告書」の提出をお願いします。

また、ラベル管理に加え、防災品現物の仕入と販売等の管理も重要です。「防災物品の受入管理及び払い出し管理記録簿」による記録保持をお願いします。

**【防災ラベル関係書式】**※申請される方が作成し10年間保管して下さい。

- ① 防災ラベル交付申請書
- ② 防災ラベル等使用報告書(カーテン・その他/じゅうたん等)
- ③ 防災物品の受入管理及び払い出し管理記録簿

※①・②の控えは所属組合へ必ずご提出下さい。(所属組合にて10年保管)

**防災ラベル等使用報告書**



**防災物品の受入管理及び  
払い出し管理記録簿**



# 8

## 防災カーテンには防災ラベルと一緒に「補助ラベル」を縫付けて下さい。

皆さんがカーテンを縫製し防災ラベルを縫付ける際に、使用した「防災原反」に付いてきた「照会番号記載の補助ラベル」を一緒に縫い付けて下さい。

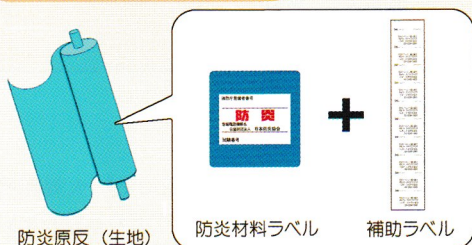
その「照会番号」から、防災原反の製造者、試験番号、バッチ・ロット番号等が確認できるといってトレーサビリティの仕組みができました。

### E 業者のみなさまへ

#### 平成27年4月より「補助ラベル」の縫い付けをお願い致します

消防庁より「防災カーテンの性能確保等」の方策の一つとして創設されました。だれもが安心・安全の防災カーテンを手にすることができるよう、ご理解いただき縫い付けをお願い致します。

#### 補助ラベルの入手方法

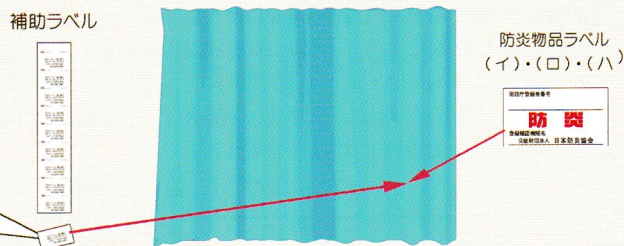
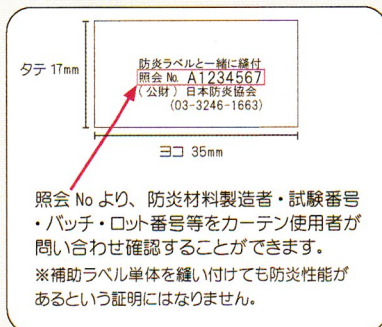


青地の「防災材料ラベル(イ)・(ロ)・(ハ)」がついた防災原反ロールや裁断された防災生地には「補助ラベル」が添付されています。

補助ラベルが添付されていない場合は、購入元・支給元へお問い合わせください。  
 ※平成27年4月1日生産分の防災原反より補助ラベルが添付されますので、それ以前に生産された防災原反については添付されていません。  
 このため、しばらくの間は補助ラベルが付いている防災カーテンと付いていない防災カーテンが販売されることとなります。

#### カーテンへの縫い付け方法

防災物品ラベル(イ)・(ロ)・(ハ)をカーテンに縫い付ける際に、一枚ずつ切り離して一緒に縫い付けてください。

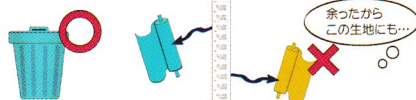


縫い付け例 重ねる・並べるなどして、防災物品ラベルの近くに縫い付けてください。



#### 余った時は

補助ラベルが余った場合は、確実に廃棄してください。添付されてきた原反(生地)以外への転用はできません。



#### 足りない時は

補助ラベルが足りなくなった場合は、下記いずれかの方法で補助ラベルの支給を申請してください。

- ①(公財) 日本防災協会へ、不足したラベルの照会 No を申請し支給を依頼。
- ②あるいは、購入元・支給元へ依頼。



日本室内装飾事業協同組合連合会(日装連)

〒105-0003

東京都港区西新橋3-6-2西新橋企画ビル8階

TEL 03-3431-2775・FAX 03-3431-4667

URL <http://www.nissouren.jp/>